

【1999年3月23日】農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（総会第519回）

平成11年3月23日

社会保障制度審議会

会長 宮澤 健一 殿

厚生大臣 宮下創平
農林水産大臣 中川昭一

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正について（諮問）

農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成7年法律第103号）の一部を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

1 平成12年及び平成13年の農業者年金の保険料の額の改正

平成12年及び平成13年の農業者年金の保険料の額を、平成11年の保険料の額と同額の月額20,440円とすること。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。